

第5回教育委員会会議

1 日時 令和4年3月24日（木） 午後3時30分～午後5時20分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1共通会議室

3 出席者

山本 晋次	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員
栗林 澄夫	委員（ウェブ会議の方法により参加）
多田 勝哉	教育次長
塩屋 幸男	東住吉区担当教育次長
中島 政人	西淀川区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
三木 信夫	理事兼政策推進担当部長
川本 祥生	総務部長
忍 康彦	教務部長
福山 英利	指導部長
飯田 明子	生涯学習部長
村川 智和	総務課長
山崎 真由美	I C T推進担当課長
中野下 豪紀	学事課長
本 教宏	教職員人事担当課長
上田 慎一	教職員服務・監察担当課長
松井 良浩	教職員給与・厚生担当課
大西 忠典	高等学校教育担当課長
太多 一史	生涯学習担当課長

横内 雄一郎 西淀川区教育担当課長

松浦 令 教育政策課長

有上 裕美 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に森末委員を指名
- (3) 案件

議案第34号	学校教育 I C T ビジョンの改訂について
議案第35号	本市が設置する高等学校等の大阪府への移管等に伴う関係規則の整備に関する規則案について
議案第36号	「大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する規則」の一部改正について
議案第37号	西淀川区の就学制度の改善の方針変更について
議案第38号	大阪市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則案について
議案第39号	大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則案について
議案第40号	教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案について
議案第41号	教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案について
議案第42号	大阪市立学校職員証規則の一部改正について
議案第43号	令和4年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト採用者の決定について
議案第44号	職員の人事について
議案第45号	職員の人事について
議案第46号	職員の人事について
議案第47号	大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則案について

議案第48号 職員の人事について

議案第49号 職員の人事について

議案第50号 職員の人事について

議案第51号 職員の人事について

議案第52号 職員の人事について

なお、議案第44号から第46号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第43号及び第47号から第52号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第34号「学校教育ICTビジョンの改訂について」を上程。

三木理事兼政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本市学校におけるICT機器の活用方策や、ICT環境整備のあり方などをまとめた、学校教育ICTビジョンを令和2年3月に策定した。今回、次期大阪市教育振興基本計画の策定にあたり、学びを支える教育環境の充実に向け、ICTを活用した教育の推進策を検討し、より深化した、教育の取組を定めるため、大阪市学校教育ICTビジョンを改訂するものである。

改訂の概要についてであるが、対象の期間については、大阪市教育振興基本計画と合わせることにし、令和4年度から令和7年度までの4年間としている。

次に、具体的な施策について説明させていただくと、本ビジョンの基本的な考え方としては、個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、デジタルの有用性を鑑み、これまでの実践とICTを最適に組み合わせることにより、教育の質を向上することとしており、大阪市教育振興基本計画に基づき、教育DX、デジタルトランスフォーメーションの取組を進めていく。併せて、いつでもどこでも主体的に学べる環境を整備し、デジタルドリルなどの活用により、自主学習習慣及び家庭学習の習慣の定着を図っていく。

次に、基本方針として新たに基本方針3、安全安心な教育環境の実現に向けたICT活用を加えた、4つの基本方針のもと、11の具体的な取組方策を定めて取り組んでいくものとしている。

主な改訂点については、デジタル教材等による個に応じた学習の充実として、AI機能のあるデジタルドリルの活用とともに、様々な学習コンテンツについて、国の動向を注視し

つつ、本市での活用を検討していく。校務系データと学習系データの連携・学びの可視化として、学習履歴や健康情報等のデータや、全市共通の調査結果データ等のビッグデータを複合的・多面的に分析・検証しながら、個別最適な学びの推進に向けた支援を行っていく。遠隔・オンライン教育の推進として、今年度の新型コロナウイルス感染症対策の対応を踏まえ、平常時と非常時におけるICTを効果的に活用した学習を充実すべく、実践事例を活用しながら取り組むこととしている。ICT機器活用における支援体制の構築として、研修の充実や授業改善等の指導助言を通し、学校CIOである校長を支援していく。

今後については、本ビジョンの議決後、本案とともに概要版を学校現場に送付し、周知していきたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 これについては特に異論ございません。このICT活用というのは、多分後戻りできないというか、今はすごく大変だと思うのですが、うまく活用できたら、すごく効率のいい教育ができるのではないかなと思っております。つい先日、小学校の校長先生とゆっくりお話する機会がありまして、学校の現場もICTに徐々に慣れてきているという話でした。ただ、やはり次から次へと色んなものが増えてきて、でもこれはすごく大事なことなので、取り組まないといけないのですけれども、やはり不慣れな先生がある一定数いらっしゃるということで、その支援員というのが非常に有難いそうです。支援員を少し増やしていただいたり、数を多く回っていただいたりしているみたいなのですから、今後、もっとデジタルドリルであったり、活用されると思いますので、より頻繁に来ていただけたらとか、人数を増やしてもらえるなど、その辺の充実を本当に切に願っておられました。得意な先生ばかりじゃないと思いますので、うまく活用できるように、そういう支援員の充実というのは必要であるかなと話を聞いて感じました。

【三木理事兼政策推進担当部長】 学校の技術的なサポートをいたします、ICT教育アシスタントの配置につきましては、現在の市会の方に予算の計上をしております、現在37名程度なのですが、それを65名程度に増員しまして、月1回から2回だったのを、月2回から4回、学校を訪問させていただいて、特に技術的な指導等を行っていくということで、教員の先生方がストレスなしに遠隔授業なり、色んな平常時からの学習ができるように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【異委員】 お願いします。

【森末委員】 前回、この件について議論した時に、推進対策とか、そのあたりに民間の方で、技術に詳しい方を採用できないかなという議論があったのですが、そのあたりはどうなりましたでしょうか。

【三木理事兼政策推進担当部長】 この間、森末先生の方からいただきました、特に教育CIOですね。こういった最高統括責任者等を民間の優れた見識を持つ方に入ってもらったらどうかと。あるいは、常時そういう民間の方のアドバイスをいただけるような体制にしたらどうかというようなご意見を頂戴いたしました。私どもの方でも、それは考えて、色々と検討を進めながら、令和4年度については現行のこういう仕組みの中でやっていきたいと思います。色んな考え方はあるのですが、やはり教育委員会単独ではなかなか難しいところもございます。この4月から、条例が可決されますと、ICT戦略室というのがデジタル統括室というかたちで、全市のICTを統括して、国の方が自治体DXというものを非常に強力に進めております。それが、期限等がございまして、大阪市の方でも住民基本台帳システム等、基幹システムの運用の検討等を行っているのですが、当然それに教育委員会の方のシステムもぶら下がっている部分がございますので、全市的な、特にデジタル統括室との色んな関係性もございます。そのあたりを色んなアドバイスもいただきながら、我々だけで、行政の職員だけで難しいような場面であれば、それはその都度になるのか、そういう民間の方の知恵をお借りして、できるだけ技術的な面で不具合が生じないようにやっていきたいと思っております。

【森末委員】 来年度はなかなか難しいのは分かりました。引き続き、検討していただけたらと思います。

【平井委員】 教育機器をうまく使えるようになり、生徒をうまくファシリテートできるようになるのが基本ですから継続的な取組と進捗状況の確認をお願いしたいと思います。同時に、各校園でカリキュラムマネジメントがうまく機能するよう教育委員会事務局がバックアップしていく必要があると思います。また、学校教育ICT推進リーダーによる機器の使い方に限らず、ファシリテーターとしての教員の役割もレクチャーしていただき、全市的に広げることを望みます。

【三木理事兼政策推進担当部長】 分かりました。特にICT機器につきましては、生徒たち自らが調べて調査していく。それをファシリテートしていく役割というのが教員に求められてくると思いますので、そのあたり、教育センター等も入りまして、学習者用デジタル教科書が4月から英語をはじめ入ってきますので、こういったかたちでやっていくべき

なのかというのを、色々と検討もしておりますので、そのカリキュラムマネジメントという感じで、きちっとファシリテートできるように、モデル的な授業をはじめ、色んなかたちでの研究・検討をして、学校の方に周知していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【栗林委員】 では、今、平井委員がおっしゃったことと同じ内容で、私も教えていただきたい点がありまして、文部科学省の学校における情報化の実態等のに関する調査で児童生徒ICT活用を指導ができていると肯定的に回答する教員の割合というデータがあるのですが、この内容について、大阪市で指導しておられる内容と、内容的にどういう比較ができるのかというのは、ファシリテートのお話が出ましたので、そのことを示すことはできるのでしょうか。それとも、答えられた意見をそういうふうに集約しているという段階なのでしょうか。

【山崎ICT推進担当課長】 意見を集約しているものです。

【三木理事兼政策推進担当部長】 これについては、教員からの意見の集約、アンケートのようなかたちの意見集約というかたちでございまして、全国よりも大阪市の方がICTの活用が指導できていると、肯定的に回答する教員が割合高かったということでございます。

【栗林委員】 ですので、教員のアンケート結果ということであって、その中身がどうというようなことではないというようにとったらいいいということですね。

【三木理事兼政策推進担当部長】 そうですね。まだ中身的には全国で色んなやり方等もされていますし、ICT機器も違いますし、実際使っている機械等も違いますし、そこまでのものではなくて、それぞれが使っている機材で一定指導がうまくできているかどうかというアンケート調査について、大阪市の場合、肯定的な回答が多かったということでございます。

【栗林委員】 そういうふうにとるべきだということですね。分かりました。ありがとうございます。

【平井委員】 個別最適化は、新学習指導要領にもうたわれていることなので一定、定着してきたと思いますが、その先にある学習習慣の定着ということがポイントになりますね。

【三木理事兼政策推進担当部長】 イメージしていますのは、家庭学習です。この間の色んな学力のビッグデータでも、やはり家庭で自主的に学習している生徒児童の成績が高いというのは統計的に分かっていますので、できるだけそれを持ち帰って、家で自主

的にICTを使って学習していただく。その学習内容等は一定学校の方で見られますので、それで子どもがどこでつまづいている、あるいはどこが伸びているとか、それをやっていく。また、普段授業ではなかなか馴染めないけれども、家で学習者用端末に向かってだったらできるという子どもさんもいらっしゃいますので、そういう意味で、家で学習する習慣をつけていただくというような考え方でございます。

【平井委員】 非同期型の手法は二極化します。自己調整学習ができる児童・生徒は自学自習の習慣にすでに身についているわけですが、それは一部に過ぎません。今後の課題は全体最適、つまり、一人も取り残さない指導のあり方だと思います。

【三木理事兼政策推進担当部長】 分かりました。ありがとうございます。そのあたり非常に留意して、各現場の方に周知していきたいと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第35号「本市が設置する高等学校等の大阪府への移管に伴う関係規則の整備に関する規則案について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

以前は条例の改正案を付議したが、今回は教育委員会規則の改正である。

改正の理由であるが、令和4年4月1日に高等学校等を大阪府へ移管すること及び新たに義務教育学校を設置することに伴い、関係する規程の整備を行う必要があるので、規則の一部改正又は廃止を行うということである。改正の内容であるが、6つの規則を一部改正し、4つの規則を廃止する。一部改正する規則においては、高等学校に関する規定を削り、義務教育学校に関する規定を追加するとともに、必要な規定の整備を行う。また、いわゆる公設民営学校である水都国際中学校・高等学校に関する規則や、高等学校教育審議会などの高等学校のみに関する規則については廃止する。この規則の施行期日は令和4年4月1日とする。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第36号「大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、学校選択制や指定校変更等に関する手続きを規定した、就学に関する規則の一部改正を諮るものである。

改正の趣旨、理由についてであるが、本市では、児童生徒が就学する小中学校等については、就学に関する事務を区長に委任し、各区において学校選択制や指定校変更を実施している。一方で、学校選択制や指定校変更の方針の作成については、教育委員会の権限に属する事務として教育委員会事務局専決規程第4条により、区担当教育次長の専決事項となっている。本規則においては、この区長と区担当教育次長の権限について明確でなかったことから、同権限を明確化するために規則の一部を改正するものである。

従前より、児童生徒の就学や通学区域の設定については区長に委任していたところであるが、学校選択制がその後に導入されて、その方針案の作成が区担当教育次長の権限とされたことにより、同じ就学事務の中で権限の所在が不明確になっていたという趣旨である。

まず、改正の内容についてであるが、学校選択制に関する区長と区担当教育次長の権限を明確化するために、第4条第2項の規程を2つに分けて、第2項で区担当教育次長の権限について、第3項で区長の権限についてそれぞれ規定する改正を行うものである。次に、区で設定可能な指定校変更に関する区長と区担当教育次長の権限を明確化するために、15条第2項の規程を2つに分けて、第2項で区担当教育次長の権限、第3項で区長の権限についてそれぞれ規定する規則改正を行うものである。最後に、今回の改正により、一部の項番号に変更が生じることから、必要な規程整備を行うものである。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第37号「西淀川区の就学制度の改善の方針変更について」を上程。

中島西淀川区担当教育次長からの説明要旨は次のとおりである。

西淀川区において、平成26年度の4月から実施している、西淀川区の就学制度改善の方針があるが、このうち、指定外就学の基準の拡大について、この項目を廃止したい。この項目であるが、自宅から校区の学校よりも校区外への通学距離が明らかに近い場合であるとか、これまで取り組んでいた部活動が校区の学校にはないが、近隣の学校にある場合、希望する学校において受け入れ可能人数の範囲内で指定外就学することを可能とするものであった。平成26年3月31日以前は、小中学校に就学した者は学校選択制を利用すること

ができなかったことから、当初は経過措置として稼働していたものの、平成26年度の制度導入当時の小中学生はすでに現在卒業している。そのため、制度利用機会は十分に与えられたものであると考えている。また、西淀川区の学校選択制については、小学校は隣接校区選択制、中学校は自由選択制を採用しており、本指定校変更基準をもって指定校変更するよりも多くの選択肢を与えられている。従って、本制度の当初の役割を終えていることから、今回廃止することとし、より明確な学校選択制の運用を図っていきたい。今回の件の区民への周知であるが、8月末の送付予定の令和5年度市立小中学校新入生用学校案内で行ってきたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第38号「大阪市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則案について」を上程。

飯田生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

社会教育委員については、社会教育法において市町村に置くことができ、社会教育に関し教育委員会に助言するものとされており、本市においても条例により社会教育法に基づく社会教育委員を置くことと定めているところである。その社会教育委員の会議について定めるために社会教育委員会議規則を制定しているところである。この社会教育委員会議規則については、昭和25年の制定以降改正が行われておらず、現在の会議の運営状況に鑑み、規定と実態とを合わせる必要があることから、その一部改正について諮るものである。

まず、全体としては複数の条に見出しがまたがるものについては1つの条にまとめて、各条の中で項立てをするというかたちに修正している。また、適宜見出しの文言も修正をしている。そのことから一部規定の順番も入れ替えているところもある。また、第7条を新設して、より詳細な会議の運営に関する細目については、規則に定めるのではなく別途議長が定めることとして、それに伴い、一部規則の規定を削除している。

主な改正内容について順に説明すると、改正後の第2条は、改正前の第2条から第6条までに対応するものとして、見出しを「議長及び副議長」としている。そのうえで、現行の第2条第2項の任期にかかる規定、第5条の議長、副議長ともに事故あるときの取り扱いにかかる規定、第6条の辞職にかかる規定については、先ほど申し上げたとおり、施行の細目として取り扱うこととして規則からは削除する。改正後の第3条は、改正前の第7条から第10条及び第12条に対応するものになるが、「会議の招集及び議事」について規定す

るものである。このうち、改正前第7条の会議の開催回数等については、実際には必要に応じてその都度開催を決定していることから削除する。また、改正前第8条の後段、会議開催について事前に教育委員会ならびに教育長に対し通告する規定については、実態に合わせて削除する。また、改正前第12条の会議の結果を教育委員会に報告する旨の規定については、必要に応じて報告することとする。次に、改正後の第4条であるが、こちらは新設するものである。実態として、必要に応じて社会教育委員会議の中に「専門部会」というものを置いて開催をしているので、専門部会に関する規定を新たに設けるものである。改正後の第5条については、改正前の第11条に対応するものになるが、会議への出席者については教育委員会事務局のみならず、他局の職員や指定管理施設の職員に説明を求めることもある。また、専門家の助言を得ることも想定されることから、文言を修正するものである。その他、所要の文言、表記の修正等を行っているところである。施行期日は公布の日としている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第39号「大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則案について」、議案第40号「教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案について」及び議案第41号「教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

これら3議案ですが、本市が取り組んでいるワークライフバランス推進の観点から、人事委員が政府などに対して行った、妊娠、出産、育児などと仕事の両立支援についての意見に沿って規則の一部改正を行うものであるが、対象となる職種や職員の任用形態により、適用する規則が異なるため3議案諮るものである。

まず、議案第39号は本務の技能労務職員を対象とするものである。改正理由であるが、先ほど説明したとおり、意見に沿って規則の一部を改正する。その他、必要な整備を行うため、所要の改正を行うというものである。改正内容であるが、人事院意見に沿った改正と規定整備に係る改正である。施行期日であるが、令和4年4月1日としたい。

続いて、議案第40号は講師などの臨時的任用職員を対象とするものである。改正理由以降については、先ほどの議案第39号とほぼ同じであるので説明を省略する。

最後、議案第41号は学力向上支援サポーターや特別支援教育サポーターなどの会計年度任用職員を対象とするものである。先に、改正内容に触れさせていただくが、先ほどの2議案同様の改正と、最初に説明をした人事院が政府などに対して行った意見に沿って行う改正部分である。改正理由と施行期日については先ほどの2議案と同じ内容であるので説明を省略する。なお、本務の教員などについては、これらとはまた別の規定の適用を受けており、人事室において同様の改正を行う予定であるので、本日の3議案には含まれていない。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 議案の41号の会計年度職員の関係ですけれども、例えば11条（10の2）で、会計年度任用職員の中で任用期間が6月以上である職員又は本市の職員として引き続き6月以上在籍する職員のうち、1週間の勤務日が3日以上とされる職員云々とありますが、これは法律の規定でそうなっているということですね。

【松井教職員給与・厚生担当課長】 そうです。

【異委員】 本市が取り組んでいるワークライフバランスの推進の観点からはいい制度だと思います。これはこれでいいですけれども、それとは別に例えば介護休暇とか、別の話なのですから、そういったものもあるのですか。

【松井教職員給与・厚生担当課長】すでに介護休暇等はございまして、今回の場合でしたら議案第41号にございます会計年度任用職員につきましては、従前でしたら6ヶ月以上の継続勤務という要件などがあったのですが、それを緩和しますというのがあるのですけれども、元々本務の職員の場合は無期雇用になっておりますので、今回の改善には含んでいないということになっております。

【異委員】 分かりました。では今回はこの内容ということですね。細かい話になりますが、周りにもやはり不妊治療されている方とか結構多くて、こういった対象になる方も一定数いるのかなというように思っております。出生サポートのところ、承認期間なのですが、5日と、括弧内に体外受精云々の10日の範囲ということ書いているのですけれども、この教育長が定める不妊治療とは一体どこまでの範囲で、どんなものなのか、どこかに掲載等していただければいいかなと思います。

【松井教職員給与・厚生担当課長】 この制度につきましては、我々含めまして本市の職員全て同一の制度で、この4月から運用することになりますので、また人事室等が定めて

周知するものも参考に、学校に周知してまいりたいと考えます。

【森末委員】 今の異委員のお話で気づいたのですけれども、例えば、議案41号の不妊治療とは不妊の原因等を調べるための検査云々と書いてありますが、これはどこに定義されているのですか。規則上は書いてないですよ。国の法律に書いている。それとも何か運用基準か何かあるのですか。

【松井教職員給与・厚生担当課長】 運用になりますので、細かい部分は規則には書いておりません。

【森末委員】 そうですか。その定義は法律にはないということですか。

【松井教職員給与・厚生担当課長】 法律ではないですね。

【森末委員】 ではこの内部で決める基準をどんなふうに職員に分かるようにするのかということが大事ですね。それは全部の職員が対象になったとおっしゃったのですが、どんなふうに周知されるのかということ。

【松井教職員給与・厚生担当課長】 制度の周知の時にはこういったものの、この休暇制度についての詳細もお渡しすることになろうかと思います。先ほど異委員もおっしゃった、教育長が定める不妊治療というのは、基本的には体外受精と顕微授精ですよと限定をされています。あと不妊治療の証明については、そこにお医者さんの診断書等とか、クリニックでの診察券でありますとか、そこに通っているというふうな、不妊治療を行っているというふうな届け等そういう証明ですね。そういうようなものが分かるものであったらいいものだとは考えてはおります。

【森末委員】 それを聞かなくても分かるように周知してほしいというのは確かにそうですね。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第42号「大阪市立学校職員証規則の一部改正について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

改正の趣旨及び理由であるが、昨今のICカード耐久年数の向上及び大阪市職員証規則の規定も踏まえて、職員証の有効期間を改めるという改訂である。改訂の内容については、同じ年度内の採用者を一律に取り扱うこと、また、今の倍の10年間活用しようというものである。施行期日であるが、令和4年4月1日からとしたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第43号「令和4年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト採用者の決定について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本選考テストについては、昨年10月26日の本教育委員会会議で、合計655人の合格について承認をいただき、10月29日に公表をした。その後、事務手続きを進める中で、44人から辞退の申し出があり、611人を本市教員として採用したい。参考情報であるが、辞退者の半数である22人が他都市などでの教員としての勤務を理由としていた。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第44号「職員の人事について」を上程。

説明要旨及び議事概要については、大阪市職員条例第30条第5項の規定により非公表

議案第45号「職員の人事について」を上程。

説明要旨及び議事概要については、大阪市職員条例第30条第5項の規定により非公表

議案第46号「職員の人事について」を上程。

説明要旨及び議事概要については、大阪市職員条例第30条第5項の規定により非公表

議案第47号「大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則案について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

規則の一部改正案の説明に先立ち、令和4年4月1日付け人事異動の概要について説明する。

まず1点目の高校移管と義務教育の充実についてであるが、高校を大阪府に移管することに伴い、指導部高等学校教育担当を廃止する。質の高い学校教育を推進するための体制整備としては、現在指導部教育活動支援担当にある各教育ブロック担当と英語イノベーシ

ョングループを初等中学校教育担当に移し、幼小中学校にかかる市全体のとりまとめ等を行う初等中学校教育グループと同じ担当として、各グループ間の連携を強化していく。併せて指導主事を新たに5名配置する。不登校特例校の開設のための体制強化としては、令和6年4月開校をめざして不登校特例校を設置することとしている。その開設準備にあたるため、指導部教育活動支援担当の生活指導グループに首席指導主事と総括指導主事の2名を増員する。食育・保健教育支援のための体制強化としては、指導部保健体育担当に食に関する専門的な指導を行う指導主事を2名、保健教育等を適切に実施するための指導助言を行う指導主事を1名配置する。学力向上支援のための体制強化として、学力向上支援チーム事業に指導主事を4名、それから総合的読解力育成のために指導主事1名を配置する。

大きな2点目であるが、自治体システム標準化に対応するための体制強化である。地方公共団体情報システム標準化に関する法律により、各自治体は国が作成するシステム標準仕様書に準拠して、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムに令和7年度末までに移行することが法制化され義務付けられた。教育委員会所管のものでは、就学システムを担当する学事課において担当係長、就学援助事務と校園ネットワークを担当する学校運営支援センターにおいて新たに担当課長代理と担当係長を新設する。これを踏まえ、規則改正を行っていく。

大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について、改正の理由としては先ほど説明した、令和4年4月1日の人事異動における課長級以上のポスト設置及び廃止や、高校移管に伴う規定の整備、その他必要な規定整備を行うため規則を改正するものである。施行期日については、令和4年4月1日となっている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第48号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

毎年11月3日付けで大阪市教育委員会表彰規則に基づき、その勤務期間が5年未満ではあるが、学校園の管理運営の責任者として本市教育の発展向上に尽力をされ、その功績が多大であると、本年度末をもって退職となる校園長に対して教育功勞として教育長名で行っている表彰がある。本件はこの11月3日の表彰以降に早期退職を申し出た校園長に対す

る表彰である。被表彰者は南恩加島小学校長の中村隆貴である。表彰については、退職日となる令和4年3月31日付けで行う。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第49号「職員の人事について」及び議案第50号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

いずれも令和4年3月31日付け並びに4月1日付けで行うこととしている学校園長などの人事異動であり、一括して説明をする。

議案第49号は事務局等への異動となるもので、先ほど承認いただいた議案第47号で示されている指導部の体制強化における人員増などを踏まえたものとなっている。

続いて、議案第50号は学校園への異動、あるいは退職となる方である。高等学校の府移管に伴い、これまで工芸高等学校長が兼務をしていたデザイン教育研究所長が専任となる。次に、新たに開校する義務教育学校においては、学園長、准校長と、教頭2名を配置する。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第51号「職員の人事について」及び議案第52号「職員の人事について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第51号は退職についてである。令和4年3月31日付けで退職する係長級以上の職員で、全員で10名となっている。教育次長については教育長への就任にあたり、一般職の公務員から一旦退職というかたちになる。

議案書52号の人事異動について、まず局長級であるが、教育長の就任にあたり退職する教育次長の後任については、理事兼政策推進担当部長の三木信夫を充てる。続いて部長級であるが、政策推進担当部長には、生野中学校長の楠井誠二を昇任のうえ充てる。次に教育事業推進担当部長兼第1ブロック担当部長、こども青少年局こどもの貧困対策担当部長の山野敏和が計画調整局に転任となり、その後任として、教務部教職員人事担当課長の本教宏を昇任のうえ充てる。インクルーシブ教育推進室長の樽本康隆については健康局に転任となる。なお、当該ポストは廃止となる。続いて課長級であるが、総務部大学連携企画担当課長には、総務部教育政策課企画課長代理の稲生優子を昇任のうえ充てる。教務部教

職員人事担当課長については、総務部学事課長の中野下豪紀を充てることとし、その後任には、現在、総務部学校適正配置担当課長兼生野区地域活性化担当課長の花月良祐を充てる。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
